

聖和小学校沿革史 抜粋

明治42年(1909年):大阪市南区天王寺寺田町31番地に大阪市天王寺第四尋常小学校として開校。12学級、児童数は660名。
43年:第1回入学式 261名が入学する。
44年:第1回卒業式 35名(男子)が卒業。
大正11年:校舎が増築され、落成式が行われる。
昭和9年:室戸台風で校舎は4教室を除き、大破する。
13年:校舎改築工事で鉄筋コンクリート3階建校舎完成。
14年:大阪市立聖和尋常小学校と名前が変わる。校章及び校旗ができる。
16年:聖和国民学校と名前が変わる。
19年:奈良県吉野郡吉野町に学童集団疎開が始まる。
20年:空襲で校舎が焼ける。戦争が終わる。
22年:大阪市立聖和小学校と名前が変わる。学校給食が始まる。
23年:聖和小学校PTA創設。
29年:創立45周年記念式典。
30年:初めてプールができる。
31年:校歌ができる。
32年:大阪府学校給食会優良校受賞。
34年:創立50周年記念式典。
43年:放送教育研究協議会大会開催(会場校)。
44年:創立60周年記念式典。
46年:優良PTAとして、文部大臣表彰受賞。
54年:創立70周年記念式典 学校給食優良校文部大臣賞受賞。
55年:住所が天王寺区寺田町1丁目6番37号となる。第1回PTAもちつき大会。
60年:図画工作科研究指定校研究発表会。
61年:韓国より教育視察団が来校する。
平成元年:創立80周年記念式典 全国教育美術学校賞受賞。
4年:講堂兼体育館と屋上プール完成。
5年:第2期工事(多目的室・理科室・家庭科室・図書室などの西校舎)完成。
6年:第3期工事(北校舎)完成。
7年:新校舎竣工記念式典 記念作品展・記念もちつき大会を開く。アメリカ(シカゴ)より教育視察団が来校する。いきいき活動が始まる。
8年:生涯学習ルーム開設。
9年:全国小学校社会科研究協議会第35回研究大会大阪大会「子どもの課題追求に応える指導の工夫」(会場校) パソコン教室新設。
10年:緑化推進を行う。聖和子どもネット協力店始まる。
11年:創立90周年記念事業(ハッピー聖和'90、お祝いコンサート、記念祝賀会)を行う。
13年:養護教室シャワー設置。
14年:パソコン教室機器更新 小学校区はぐくみネット調査研究事業開始。
15年:ドイツより教育視察団が来校する。
16年:学校評価制度実施。
18年:体育館床改修塗装工事 タイより教育視察団が来校する。
18・19年:研究・研修支援事業(研究発表型)「自ら調べて考え問題解決に取り組む子どもを育てる」(研究校)。
20年:韓国より教育視察団が来校する。研究支援事業(学力向上クリエイティブ研究)「授業力の向上」(研究校)。全国小学校社会科研究協議会第46回研究大会大阪大会「自ら調べて考え、問題解決に取り組む子どもを育てる」(会場校)。

21年:創立100周年記念式典。研究支援事業(学力向上クリエイイト研究)「授業力の向上」(研究校)。プレハブ教室(生活科室)新設。教職員グループ 大阪市長表彰、優良PTA文部科学大臣賞受賞。

22・23年:研究支援事業(学力向上クリエイイト研究)「授業力の向上」(研究校)。

24年:研究支援事業(学校アクションプラン推進研究)「授業力の向上」(研究校)。

25年:大阪市「言語力等の育成に関する研究」モデル校。研究支援事業(学校アクションプラン推進研究)。校務支援ICT活用事業試験導入校。

26年:研究支援事業(学校アクションプラン推進研究)。大阪市「言語力等の育成に関する研究」モデル校。

27年:エアコン設置。近畿小学校社会科教育研究協議会・大阪府小学校社会科教育研究会。大阪市「言語力等の育成を図る研究」モデル校。

28年:がんばる先生支援公開授業。総合学習発表会公開授業。

29年:大阪市教育センター研究指定校 がんばる先生支援公開授業。

30年:大阪市教育センター研究指定校。

令和2年:創立110周年記念式典。

大阪市立聖和小学校PTA規約

施行 昭和29年4月16日
改正 昭和45年6月12日
改正 昭和50年4月25日
改正 昭和56年5月15日
改正 昭和58年4月19日
改正 昭和62年5月18日
改正 昭和63年4月26日
改正 平成16年4月30日
改正 平成17年4月22日
改正 平成23年4月22日
改正 平成25年4月23日
改正 平成26年4月23日
改正 平成27年4月22日
改正 平成28年4月22日
改正 平成31年4月19日

第1章 名称および事務所

第1条:本会は、大阪市立聖和小学校PTAと称する。
第2条:本会の事務所は大阪市立聖和小学校内におく。

第2章 目的

第3条:本会は、家庭、社会、学校における、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。
第4条:本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 学校教育について理解し、協力をする。
2. 家庭・社会における教育の振興に協力する。
3. 地域環境の浄化と改善をはかり、校外生活指導の充実を促進する。
4. 教育水準を高めるため、会員相互の研修につとめる。
5. 教育諸条件の向上につとめる。

第3章 方針

第5条:本会は、次の方針に基づいて活動する。

1. 本会は、純粋に教育団体である。したがって、宗教、政党、営利事業等には関係しない。また、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配も、干渉も受けない。
2. 本会は、児童の教育および福祉を目的とする団体機関と協力する。
3. 本会は、学校の管理、教職員の人事には干渉しない。

第4章 会員

第6条:本会の会員は、次の通りとする。

聖和小学校に在籍する児童の保護者、および、学校に勤務する校長・教頭、教職員。

第7条:会員は、第9章第23条に定める会費を納めなければならない。

第5章 役員とその選出および任務

第8条:本会は次の役員をおく。

会長 1名 保護者の中から選出する。

会長代行 1名 保護者の中から選出し、1名を置くことができる。

副会長 若干名 保護者の中から選出する。

書記 若干名 教員・保護者の中から選出する。

会計 若干名 教員・保護者の中から選出する。

第9条:役員の任期は1か年とする。ただし、1期間だけはひきつづき重任してもよい。

第10条:役員の選出は、次の通りとする。

1. 決算総会で、役員候補者指名委員会が指名した役員候補者を選出する。ただし、立候補者が対立したとき、無記名投票により選挙する。この場合、選挙管理委員会により運営する。
2. 役員は男女の一方に偏りないようにする。また、同一人が2種以上の役につくことはできない。
3. 公選による公職にあるものは、被選挙権を有しない。
4. 役員候補者指名委員会に関する規定は別に定める。

第11条:役員の任務は、次の通りとする。

会長:(1) 外部に対して本会を代表する。(2) 総会、実行委員会を召集する。(3) 役員の承認を得て各委員会の委員長を委嘱する。

副会長:会長を助け、会長に支障あるとき、これを代行する。

書記:(1) 総会、実行委員会の議事その他、会全般の活動状況を記録する。(2) 総会その他各種の会合の通知を発送する。(3) 会長に支障があり副会長が代行できないとき、これを代行することができる。

会計:(1) 総会が決定した予算によって、一切の会計事務を処理する。(2) 会計監査を受けて会計状況を会員に報告する。(3) 会長に支障があり副会長が代行できないとき、これを代行することができる。

第6章 会計監査委員の選出及び任務

第12条:委員の任期は1か年とする。

第13条:委員の選出は、決算総会において、候補者指名委員会が指名した、会計監査委員候補者3名を選出し、選出された委員の互選により、委員長を選出する。

第14条:会計監査委員の任務は、会計を年間1回監査し、全会員にその結果を報告する。ただし、監査委員長または10分の1以上の会員の要求があった場合、監査をし、全会員にその結果を報告する。

第7章 実行委員会の組織と任務

第15条:実行委員会は役員、各委員会の委員長・校長・教頭をもって構成する。(委員長不在、欠席の場合は副委員長が代行する。)

第16条:実行委員会の任務は、次のとおりとする。

1. 各委員会が立案した事業計画の審議。
2. 総会に提出する報告書の作成。
3. 重要事項の審議。
4. 必要を生じたときは、議決により特別委員会を設置する。

第17条:実行委員会

1. 実行委員会は、8月は除き毎月1回定例会を開催する。ただし、審議事項がない場合等は、メールやプリント等の代用にて簡略化できる。
2. 必要あるときは、随時開催することができる。
3. 実行委員会の定足数は、構成員の2分の1とし、議決は出席者の過半数の同意を要する。

第8章 各委員会の組織と任務

第18条:次の委員会を設置する。

企画委員会、予算委員会、地域委員会、保健体育委員会、成人教育委員会、広報委員会、給食委員会、各クラス委員会、人権啓発活動委員会。

第19条:委員会の委員および委員長・副委員長の選出は、次の通りとする。

1. 各クラスにおいてクラス委員を互選により選出する。
2. 各クラス委員は互選または会長の委嘱により、他の委員会の所属を定める。
3. 各委員会の委員長、及び副委員長は委員の互選または会長の委嘱により定める。特別委員会の委員、委員長の選出は、第19条の(3)に準ずる。
4. 地域委員会・保健体育委員会は必要に応じて2名の委員長、副委員長をおくことができる。

第20条:各クラス委員の任期は1か年とし、他の委員会委員をかねる。

第21条:各委員会の任務は、次の通りとする。

各クラス委員会:(1) 教員と保護者、および保護者相互の協力がよりよく行なわれPTA活動の基盤となるよう努める。(2) 各クラス間の連絡を密にするように努める。(3) 教育環境がより好ましくなるよう努める。

企画委員会:本会の目的遂行の推進をはかるとともに、各委員会より提出された年間事業計画の調整をおこなう。

保健体育委員会:児童、会員の福利、保健・衛生の増進に努める。

給食委員会:より充実した学校給食の実現のために尽くす。

成人教育委員会:会員のための教育、地域の社会教育の振興に努める。

地域委員会:校外における児童の保護誘導、地域における会員相互の連絡、地域社会の環境改善につくす。

広報委員会:会員および地域住民に会の意義や、活動状況を周知させ、協力を得るよう努める。

予算委員会:健全な予算の編成ができるように努める。

人権啓発活動委員会:人権啓発活動の推進に努める。

第22条:第16条(4)の特別委員会は、設置の目的にあう企画、活動をし、任務終了とともに自動的に解散する。

第9章 経理

第23条:会員は月額1口100円の会費を納めなければならない。ただし口数の上限を定めない。

第24条:本会の経費は会費・事業収入・寄付金をもって支弁する。

第25条:本会の経費は目的達成のため以外のことに使用できない。

第26条:会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第27条:本会の経理は、総会において報告する。

第10章 会合

第28条:総会は本会の最高決議機関である。予算・決算総会を年間各1回開く。

第29条:臨時総会は、実行委員会が必要と認めたとき、または5分の1以上の会員の要求があったとき、会長がこれを召集する。

第30条:総会の定足数は会員総数の5分の1以上とし、議決は出席者の過半数を必要とする。

第31条:総会の議長は、出席した会員より選出する。

第32条:実行委員会は会長が、各委員会は委員長が、適時これを召集する。

第11章 規約の改正

第33条:規約を改正し、廃止するには、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。ただし、改廃しようとする案の内容は、少なくとも総会の10日以前に、全会員に通告しておかねばならない。

付記

1. 本会の運営を円滑に進めるため、事務員を雇用することができる。
2. 状況により、会計補を若干名置くことができる。
3. 委員会の委員数については別に定める。
4. 本会に会長経験者を相談役として置くことができる。
5. 慶弔については別に定める。
6. 本会に、ベルマーク係とフェスタ係を置くことができる。

役員候補者指名委員会に関する規定

1. 指名委員会は、次の手続きによって選出された9名の委員をもって組織する。
 1. 各クラスの保護者が、多数決で1名のクラス代表を決め、クラス代表は学年別に会合して、多数決で各学年1名の指名委員を選出する。
 2. 教員は、互選により、2名の指名委員を選出する。
 3. 実行委員会、ベルマーク主担、フェスタ係長から互選により、1名の指名委員を選出する。
 4. 選出された指名委員の互選により、指名委員長を選出する。ただし、教員を除く。
2. 指名委員会は、決算総会日の少なくとも7日以前に候補者を選定し、会員に告示しなければならない。ただし、あらかじめ被指名者の承諾を得ておくことを要する。

慶弔規定

施行 昭和40年12月18日

改正 昭和46年4月1日

改正 昭和56年3月9日

改正 昭和58年4月19日

1. この規定は、会員・児童・教職員及びその同居の親族に対する慶弔の基準を定める。校医・学校薬剤師は教職員に準ずる。
2. 慶事に関する祝金

1. 会員及び教職員が国・地方公共団体・教育委員会等公共機関から、教育文化に関して表彰等の栄誉を受けた場合には、金10,000円相当の御祝を贈る。
2. 教職員が結婚した際には、金10,000円相当の御祝を贈る。
3. 教職員及びその配偶者の出産に対しては、金5,000円相当の御祝を贈る。
3. 病気・災害に対する見舞金
 1. 会員及び教職員の住居が火災・その他の災害に罹災した際には、金5,000円相当のお見舞を贈る。ただし被害の状況によりお見舞金を増額する。
 2. 会員・児童・教職員が交通事故その他の災害により負傷した際には、金5,000円相当のお見舞を贈る。ただし、被害の程度によりお見舞金を増額する。
 3. 会員・児童・教職員が20日以上入院または、教職員が20日以上病床に伏した際には、金5,000円相当のお見舞を贈る。
4. 香料及び弔問・会葬
 1. 下の表の通り定める。(※別表参照)
 2. PTA役員・委員長は教職員に準ずる。
 3. 校下及びその隣接地域は同居に準ずる。
 4. 遠隔地の場合は、弔電をもって会葬にかえる。
 5. 当該クラス委員長は弔旗を届け、弔意を表する。
 5. 上記規定にない場合で必要がある際は、役員会の審議により決定する。
 6. この規定は、昭和58年4月20日から施行する。

【香料・弔問・会葬に関する基準表(抜粋)】

会員：香料 5,000円、学校名およびPTA名でしきみ各1対。

教職員：香料 10,000円、学校名およびPTA名でしきみ各1対。

児童：香料 5,000円、学校名およびPTA名でしきみ各1対。

会員と同居の親と子：香料 5,000円。

教職員と同居の親族：香料 5,000円、学校名・PTA名でしきみ1対。

校名・校章について

校名として聖和と聖徳が候補にあがったが、聖徳太子の十七条憲法の“和を以て貴しと為す” — 『以和為貴』— の和を採って『聖和』と名付けられた。

校章は創立の頃は天王寺第1尋常小学校と同じであったが、校名を『聖和』と改称したとき、あらためて制定された。昔はこのあたりが、桃の花どころであったことから、桃の花をかたどっている。